

第10回八幡市農業委員会議事録

令和6年5月7日（火） 午後2時00分

八幡市役所 5階 会議室5-2

八幡市農業委員長 長村 信幸

前書は令和6年5月7日開催の第10回八幡市農業委員会総会の議事録に相違ないことを承認します。

署名委員（長村 信幸） _____

署名委員（辻 典彦） _____

署名委員（奥村 芳治） _____

案 件

議案第30号 農地法第3条許可申請審議の件
議案第31号 農地法第4条許可申請審議の件
議案第32号 非農地証明願承認の件
議案第33号 農用地利用権設定について

報告 農地法第4条届出書について
報告 農地法第5条届出書について
報告 合意解約通知書について

出席農業委員

関東 豊則	西川 吉之	古里 治彦	北川 邦彦
長村 信幸	西村 忠雄	符川 亮	金谷 泰
辻 典彦	奥村 芳治	西川 茂男	猪飼 美和子

欠席

畑中 邦夫	前田 孝文
-------	-------

出席農地利用最適化推進委員

伊澤 治彦	山田 晃嗣	金森 一幸	關西 保博
佐野 富彦	堀口 雅智		

欠席

上野 信昭	小里 隆信
-------	-------

事務局

岩崎 真哉	梶浦 靖人	石原 毅之
-------	-------	-------

議長
(長村会長)

ただ今から、第10回八幡市農業委員会総会を開催いたします。
本日の農業委員の出席は、12名ですので、本総会は成立しております。
本日の会期は午後2時から午後5時までとします。
議事録署名人の選任ですが、議席番号順となっておりますので、本日の署名委員さんについては議席番号10番 辻 典彦 委員と議席番号11番 奥村 芳治委員にお願いします。

議長	それでは、議事に入らせていただきます。 まずはじめに、「議案第30号 農地法第3条許可申請審議の件」のうちNO1からNO3までについて議題といたします。 事務局に朗読説明を求めます。
事務局	(事務局 朗読) 議案第30号 農地法第3条許可申請審議の件のうちNO1からNO3までについてご説明申し上げます。 譲渡人、譲受人については議案書をご参照願います。 NO1 申請物件所在 岩田大將軍 地目 田、面積 409 m ² 岩田大將軍 地目 田、面積 1586 m ² NO2 申請物件所在 岩田大將軍 地目 田、面積 1140 m ² 岩田大將軍 地目 田、面積 135 m ² NO3 申請物件所在 下奈良下三床 地目 田、面積 95 m ² 下奈良下三床 地目 田、面積 694 m ² 下奈良下三床 地目 田、面積 694 m ² でございます。 (法説明) 本件の譲受人につきましては、農業経験や労働力、農機具の所有状況等から問題ないものと考えます。 また本案件は、農地法第3条第2項の各号には該当しないと思われま すので、許可要件は満たしているものと考えます。
議長	ただ今の案件につきまして、農業振興部会のご意見をお伺いします。
農業振興 部会長	議案第30号のうちNO1からNO3までの案件につきまして、4月 25日に農業振興部会を開催し協議した結果、部会としては異議はござ いません。
議長	農業振興部会の意見は異議ナシであります。 他に委員さんの「ご意見」ございますか。
委員一同	(異議ナシ)
議長	「異議ナシ」でございますので、「議案第30号 農地法第3条許可 申請審議の件」のうちNO1からNO3までにつきましては、許可す

議 長	<p>ることといたします。</p> <p>次に、「議案第30号 農地法第3条許可申請審議の件」のうちNO4について議題といたします。</p> <p>本案件については、「〇〇」委員に関係がありますので、〇〇委員の退室をお願いします。</p> <p>(〇〇委員退室)</p> <p>事務局に朗読説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第30号 農地法第3条許可申請審議の件のうちNO4についてご説明申し上げます。</p> <p>譲渡人、譲受人については議案書をご参照願います</p> <p>NO4 申請物件所在 内里長部代 地目 田、面積 310 m²でございます。</p> <p>(法説明)</p> <p>本件の譲受人につきましては、農業経験や労働力、農機具の所有状況等から問題ないものと考えます。</p> <p>また本案件は、農地法第3条第2項の各号には該当しないと思われまますので、許可要件は満たしているものと考えます。</p>
議 長	<p>ただ今の案件につきまして、農業振興部会のご意見をお伺いします。</p>
農業振興 部会長	<p>議案第30号のうちNO4の案件につきまして、4月25日に農業振興部会を開催し協議した結果、部会としては異議はございません。</p>
議 長	<p>農業振興部会の意見は異議ナシであります。</p> <p>他に委員さんの「ご意見」ございますか。</p>
委員一同	<p>(異議ナシ)</p>
議 長	<p>「異議ナシ」でございますので、「議案第30号 農地法第3条許可申請審議の件」のうちNO4につきましては、許可することといたします</p> <p>それでは、〇〇委員の入室をお願いします。</p> <p>(〇〇委員 入室)</p> <p>次に「議案第31号 農地法第4条許可申請審議の件」を議題といたします。</p> <p>事務局に朗読説明を求めます。</p>
事務局	<p>「議案第31号 農地法第4条許可申請審議の件」につきましてご説明申し上げます。</p>

	<p>申請物件所在 上津屋浜垣内 地目 田、面積 110 m² 上津屋浜垣内 地目 田、面積 189 m² 転用目的は住宅敷地でございます。</p> <p>(法説明) 本件につきましては、市街化調整区域にある農地で、農地法第4条第6項第1号ロ(2)に規定する地域であり、許可基準に定めるその他市街地化が見込まれる区域内にある農地であることから、許可相当と考えます。</p>
議 長	<p>ただ今の案件につきまして農地転用部会のご意見をお伺いします。</p>
農地転用 部会長	<p>議案第31号の案件につきまして、4月23日に農地転用部会を開催し協議の結果、部会としては異議はございません。</p>
議 長	<p>農地転用部会の意見は異議ナシであります。 他に委員さんの「ご意見」ございますか。</p>
委員一同	<p>(異議ナシ)</p>
議 長	<p>「異議ナシ」でございますので、「議案第31号 農地法第4条許可申請審議の件」につきましては、本委員会として許可相当である旨の意見書を附して、京都府知事に進達いたします</p> <p>次に「議案第32号 非農地証明願承認の件」を議題といたします。 事務局に朗読説明を求めます。</p>
事務局	<p>「議案第32号非農地証明願承認の件」につきましてご説明申し上げます。願出人は議案書をご参照願います。</p> <p>願出物件 所在 八幡軸 地目 田 面積 59 m²</p> <p>本件につきましては、昭和56年以前から宅地として使用しているため非農地証明願承認については、問題がないものと考えます。</p>
議 長	<p>ただ今の案件につきまして農地転用部会のご意見をお伺いします。</p>
農地転用 部会長	<p>議案第32号の案件につきまして、4月23日に農地転用部会を開催し協議の結果、部会としては異議はございません。</p>
議 長	<p>農地転用部会の意見は異議ナシであります。 他に委員さんの「ご意見」ございますか。</p>
委員一同	<p>(異議ナシ)</p>

<p>議 長</p>	<p>「異議ナシ」でございますので、「議議案第32号 非農地証明願承認の件」につきましては、承認することといたします。</p> <p>次に「議案第33号 農用地利用権設定について」を議題といたします。</p> <p>委員の皆様にお伺いいたします。</p> <p>本件につきまして議事の進行上、朗読の一部を省略し、委員の案件以外は一括での審議をしたいと思いますのですが、いかがでしょうか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>(異議ナシ)</p>
<p>議 長</p>	<p>「異議ナシ」でございますので、「議案第33号 農用地利用権設定について」でございますが、まず始めにNo5 借り手が「〇〇」氏になっている案件を議題といたします。</p> <p>本件につきましては、〇〇委員に関係がありますので、〇〇委員の退室をお願いします。</p> <p>(〇〇委員 退室)</p> <p>それでは事務局に朗読説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>本件につきましては、八幡市長から農用地利用集積計画について諮問がありました。同計画につきましては、農業経営基盤強化促進法に規定する条件を満たしているものと考えます</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の案件につきまして農業振興部会のご意見をお伺いします。</p>
<p>農業振興 部会長</p>	<p>ただ今の案件につきまして、4月25日に部会を開催し、審議した結果、部会として異議はありません。</p>
<p>議 長</p>	<p>農業振興部会の意見は異議ナシであります。</p> <p>他に委員さんの「ご意見」ございますか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>(異議ナシ)</p>
<p>議 長</p>	<p>「異議ナシ」でございますので、「議案第33号 農用地利用権設定について」借り手が「〇〇」氏になっている利用権設定につきましては、妥当である旨、回答いたします。</p> <p>それでは、〇〇委員の入室をお願いします。</p> <p>(〇〇委員 入室)</p> <p>次に「議案第33号 農用地利用権設定について」借り手が「〇〇」氏になっている案件を議題といたします。</p> <p>本件につきましては、〇〇委員に関係がありますので、〇〇委員の退室をお願いします。</p> <p>(〇〇委員 退室)</p>

	<p>それでは事務局に朗読説明を求めます。</p>
事務局	<p>本件につきましても先程と同様、八幡市長から農用地利用集積計画について諮問がありました。同計画につきましては、農業経営基盤強化促進法に規定する条件を満たしているものと考えます</p>
議長	<p>ただ今の案件につきまして農業振興部会のご意見をお伺いします。</p>
農業振興 部会長	<p>ただ今の案件につきまして、4月25日に部会を開催し、審議した結果、部会として異議はありません。</p>
議長	<p>農業振興部会の意見は異議ナシであります。 他に委員さんの「ご意見」ございますか。</p>
委員一同	<p>(異議ナシ)</p>
議長	<p>「異議ナシ」でございますので、「議案第33号 農用地利用権設定について」借り手が「〇〇」氏になっている利用権設定につきましては、妥当である旨、回答いたします。 それでは、〇〇委員の入室をお願いします。 (〇〇入室)</p>
	<p>次に「議案第33号 農用地利用権設定について」借り手が「〇〇」氏になっている案件を議題といたします。 本件につきましては、〇〇委員に関係がありますので、〇〇委員の退室をお願いします。 (〇〇退室)</p>
	<p>それでは事務局に朗読説明を求めます。</p>
事務局	<p>本件につきましても先程と同様、八幡市長から農用地利用集積計画について諮問がありました。同計画につきましては、農業経営基盤強化促進法に規定する条件を満たしているものと考えます</p>
議長	<p>ただ今の案件につきまして農業振興部会のご意見をお伺いします。</p>
農業振興 部会長	<p>ただ今の案件につきまして、4月25日に部会を開催し、審議した結果、部会として異議はありません。</p>
議長	<p>農業振興部会の意見は異議ナシであります。 他に委員さんの「ご意見」ございますか。</p>
委員一同	<p>(異議ナシ)</p>

<p>議 長</p>	<p>「異議ナシ」でございますので、「議案第33号 農用地利用権設定について」借り手が「〇〇」氏になっている利用権設定につきましては、妥当である旨、回答いたします。 それでは、〇〇委員の入室をお願いします。 (〇〇入室)</p> <p>次に「議案第33号 農用地利用権設定について」借り手が「〇〇」氏になっている案件を議題といたします。 本件につきましては、〇〇委員に関係がありますので、〇〇委員の退室をお願いします。 (〇〇委員退室)</p> <p>それでは事務局に朗読説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>本件につきましても先程と同様、八幡市長から農用地利用集積計画について諮問がありました。同計画につきましては、農業経営基盤強化促進法に規定する条件を満たしているものと考えます</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の案件につきまして農業振興部会のご意見をお伺いします。</p>
<p>農業振興 部会長</p>	<p>ただ今の案件につきまして、4月25日に部会を開催し、審議した結果、部会として異議はありません。</p>
<p>議 長</p>	<p>農業振興部会の意見は異議ナシであります。 他に委員さんの「ご意見」ございますか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>(異議ナシ)</p>
<p>議 長</p>	<p>「異議ナシ」でございますので、「議案第33号 農用地利用権設定について」借り手が「〇〇」氏になっている利用権設定につきましては、妥当である旨、回答いたします。 それでは、〇〇委員の入室をお願いします。 (〇〇委員入室)</p> <p>次に「議案第33号 農用地利用権設定について」借り手が「〇〇」氏になっている案件を議題といたします。 本件につきましては、〇〇委員に関係がありますので、〇〇委員の退室をお願いします。 (〇〇退室)</p> <p>それでは事務局に朗読説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>本件につきましても先程と同様、八幡市長から農用地利用集積計画について諮問がありました。同計画につきましては、農業経営基盤強化促進法に規定する条件を満たしているものと考えます</p>

議 長	ただ今の案件につきまして農業振興部会のご意見をお伺いします。
農業振興 部会長	ただ今の案件につきまして、4月25日に部会を開催し、審議した結果、部会として異議はありません。
議 長	農業振興部会の意見は異議ナシであります。 他に委員さんの「ご意見」ございますか。
	(異議ナシ)
委員一同	「異議ナシ」でございますので、「議案第33号 農用地利用権設定について」借り手が「〇〇」氏になっている利用権設定につきましては、妥当である旨、回答いたします。
議 長	それでは、〇〇委員の入室をお願いします。 (〇〇委員 入室)
	続きまして、「議案第33号 農用地利用権設定について」の残りの案件を一括で議題とします。
	それでは事務局に説明を求めます。
事務局	議案第33号 農用地利用権設定についての残りの案件につきましても、先程と同様、八幡市長より議案書のとおり諮問がありました。農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法に規定する条件を満たしているものと考えます。
議 長	ただ今の案件につきまして農業振興部会のご意見をお伺いします。
農業振興 部会長	ただ今の案件につきまして、4月25日に部会を開催し、審議した結果、部会として異議はありません。
議 長	農業振興部会の意見は異議ナシであります。 他に委員さんの「ご意見」ございますか。
委員一同	(異議ナシ)
議 長	異議がないようですので、「議案第33号 農用地利用権設定について」の残りの案件の利用権設定については、すべて妥当である旨、回答いたします。
	以上をもちまして、本日の議案はすべて終了いたしました。 なお、報告事項がございますので、事務局から報告願います。
事務局	「農地法第4条届出書について」

農地法第4条届出書は、長屋住宅への転用目的で、4月1日に届出があり、4月12日に受理通知を行いました。

「農地法第5条届出書について」

農地法第5条届出書は、住宅建築の転用目的で、3月11日に2件、3月22日に1件の届出があり、3月22日および4月8日に受理通知を行いました。

「合意解約通知書について」

NO1、NO2それぞれ4月9日に合意解約をされています。

議 長

以上をもちまして、本日の議案はすべて終了いたしました。